

本当にあった怖〜い話

## 【令和3年 白老町の消費生活相談から】

今年、町に寄せられた相談の中から事例をご紹介します。コロナ禍による「おうち時間の増加に起因してか、インターネット関連のトラブルが多く寄せられています。また、一方で在宅者をターゲットにした勧誘も見逃せません。トラブル回避の第一歩は事例を知ることと言われています。ご覧いただき被害防止に役立ててください。

## ●架空請求●

▶大手 EC サイト（アマゾンや楽天等）をかたり「サイトの利用料金が未納」などと覚えのない請求を受けた。

●個人情報取得が目的と  
思われる電話●

▶通信事業者をかたり「料金プラン値下げの案内」と電話があり銀行口座などの個人情報を聞かれた。

覚えのない請求には応じない！  
個人情報は渡さない！

## ●電話勧誘販売●



▶利用中の大手通信事業者を名乗り「光回線を使っていないならアナログ回線に戻した方が月々の通信料金が安くなる」と電話がきて契約。手数料が高額だったので後日解約を申し出ると違約金の請求を受けた。

※「事業者名」「契約内容」をまず確認しましょう！

※アナログ回線へ戻す手続き自体は難しくありません！

変更の手順、メリット、デメリット、かかる経費などを契約中の通信事業者を確認し、契約の必要性を判断しましょう！

電話でも契約は成立しますので、あいまいな返答は禁物です

- 「番号表示機能の利用」や「留守番電話の活用」で知らない番号には出ない工夫を！
- 訪問販売・訪問買い取り・電話勧誘販売は、契約書面を受け取ってから8日間はクーリング・オフ（無条件解約）が可能です。

## ●訪問販売・訪問買い取り●



- ▶「これ以上傷む前に直した方がいい、近所に工事に来ているので今なら安くする」などと強引に屋根の塗装工事を勧誘された。
- ▶新聞が投函されたが覚えがない。
- ▶「衣類などいろいろなものはないか？あれば何でも買い取る」と電話があった。



《消費者庁イラスト集より》

「訪問販売」や「訪問買い取り」の場合、自宅に業者を招き入れると断りにくくなります。在宅時でも玄関は施錠！契約は慎重に！必要なければキッパリと断りましょう！

## ●通信販売●

- ▶インターネットで化粧品が初回 500 円で試せるという広告を見て申し込んだが後で定期購入契約だったことに気がついた。
- ▶間違いメールをきっかけに交流が始まり、サイトに誘われた。メッセージ交換のためにポイントを購入しカードで支払いをしたが請求が高額で支払い困難。
- ▶「もうかる副業の情報」の広告をインターネットで見つけ購入したが思うように利益が上がらない。
- ▶インターネット通販でブランド品が安く販売されていたので購入したが商品が届かない。



購入前に  
最低限ココだけは  
チェック！

事業者情報(住所、代表者名、電話番号、アドレスなど)/契約内容(解約・返品規定/利用規約)/価格が安すぎないか/サイト内で不自然な日本語表現はないか/サイトの口コミなど

広告画面や注文履歴を印刷やスクリーンショットなどで保存しておきましょう

インターネット上の取り引きは、事前に事業者情報を確認したとしても完全に把握することが困難です。現物が確認できず、顔の見えない相手との取り引きであることを充分認識し「不審な点がある時は取引をやめる」「高額取引を避ける」など自己防衛を！また、カード情報の悪用心配です！安易に入力せず請求明細はこまめにチェックを！